

広 個 審 第 1 9 号

平成25年10月18日

広島市長 松 井 一 實 様

広島市個人情報保護審議会

会長 西 村 裕 三

保有個人情報不開示決定に係る異議申立てに対する決定について（答申）

平成25年3月26日付け広障自第10605号で諮問のあったこのことについては、別添のとおり答申します。

（諮問第17号関係）

別添（諮問第17号関係）

答 申 書

平成25年3月26日付け広障自第10605号で諮問のあった事案（諮問第17号で受理）について、次のとおり答申します。

第1 審議会の結論

異議申立人（以下「申立人」という。）が広島市健康福祉局障害福祉部障害自立支援課（以下「担当課」という。）に提出した「〇〇〇〇〇の職員配置における疑義についての調査要請」及び追加資料に対する調査結果等に関する書類（以下「本件対象公文書」という。）に係る保有個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、広島市長（以下「実施機関」という。）が不開示とした決定は、これを取り消し、本件対象公文書を担当課が平成24年6月1日に作成した「〇〇〇〇〇〇〇〇〇（〇〇〇〇〇）に係る調査要請への対応について」とし、本件対象公文書のうち、別表の「不開示とすべき情報」の欄に掲げる情報以外については、開示すべきです。

第2 異議申立ての趣旨

平成25年3月12日付け異議申立ての趣旨は、申立人が平成25年2月12日付けで行った本件開示請求に対し、実施機関が平成25年2月26日付け広障自第10524号で行った保有個人情報不開示決定（以下「本件不開示決定」という。）を取り消し、本件対象公文書の全部開示を求めているものです。

第3 申立人の主張の要旨

申立人の異議申立書及び口頭意見陳述等での主張を要約すると、おおむね次のとおりです。

- 1 申立人は、平成23年12月に実施機関に対し勤務先の法人の不正請求の調査要請（以下「本件調査要請」という。）を行ったが、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。）上の行政機関に対する公益通報（以下単に「公益通報」という。）に基づいた処理が行われず、受理・不受理の通知や、その後の調査結果等に関する通知がなされていない。
- 2 実施機関は、本件調査要請が公益通報に該当しない旨主張するが、障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「自立支援法」という。）には刑罰規定があるこ

とから、通報時点で公益通報に該当しないことを判断することはできない。

本件調査要請が最初から「刑罰規定」に該当しないと判断して調査をしていることは、福祉行政と大規模法人との関係において、公平・公正な立場ではない。

- 3 通報者に対する実施機関の説明責任を果たすうえで、本件対象公文書を全部開示すべきである。

第4 実施機関の主張の要旨

実施機関の説明書及び口頭意見陳述での主張を要約すると、おおむね次のとおりです。

- 1 本件調査要請に基づいた調査結果等の内容は、当該法人の内部管理に関する情報であって、本件対象公文書を申立人に開示した場合、当該法人に対し風評被害等が起こるおそれがあり、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的地位を害すると認められるため、広島市個人情報保護条例（平成16年広島市条例第4号。以下「条例」という。）第11条第3号に該当するとして、本件不開示決定を行ったものである。
- 2 また、後日になって、申立人から本件調査要請が公益通報である旨の申出がなされたが、本件調査要請の内容が自立支援法の刑罰規定に該当しないことから、公益通報の要件を具備していないため、実施機関としては、本件調査要請を公益通報としての取扱いではなく、自立支援法上の調査要請として調査を行うこととしたものである。

なお、通報者である申立人には、平成24年10月11日に調査結果として、本件は過誤請求であり不正請求ではない旨口頭で回答を行っている。

第5 審議会の判断理由

当審議会として、条例の規定に則して検討した結果、以下のとおり判断します。

- 1 まず、実施機関は、本件調査要請に基づき、当該法人の事業所への立入り等の実地指導等を行い、実地指導等の関係文書を作成又は取得していることが認められます。

条例に基づく開示請求は、本人の保有個人情報の開示を求めるものですから、実施機関と当該法人とのやり取り等、直接申立人の保有個人情報とは言えないものは対象外となります。この観点から判断すると、実地指導等の関係文書のうち、担当課が平成24年6月1日に作成した「〇〇〇〇〇〇〇〇〇（〇〇〇〇〇）に係る調査要請への対応について」と題する文書を本件対象公文書とすることが妥当です。

- 2 次に、こうした本件調査要請による実地指導等の事実が公になることは、実施機関が説明するように、当該法人にとって、自立支援法違反の有無に関係なく、風評被害等が起き社会的信用を低下させるおそれがあることは否定できません。

一方、本件調査要請を行った本人である申立人から保有個人情報の開示請求があ

った場合、実地指導等が行われるということは申立人にとって既知の事実であることから、上記のような一般に公表されない行政指導等の範疇である事実であっても、すべてを不開示とすることは妥当ではなく、当該法人に対する個別・具体的な調査状況や対応等を除き、実地指導等の事実や一定の結果等については開示すべきものです。

3 したがって、本件対象公文書のうち、別表の「不開示とすべき情報」の欄に掲げる当該法人の個別事項の具体的な調査内容及び対応並びに介護給付費等の積算等に係わる情報は、当該法人の内部管理事項であって、開示することにより当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的地位を害するおそれがあると認められるため、条例第11条第3号の不開示情報と判断することが妥当ですが、これらを除いた部分については、開示すべきものと考えます。

4 なお、本市においては、公益通報者保護法に規定されている労働者からの所管事業者の法令違反行為に関する通報（以下「違反通報」という。）を処理する手順として、「行政機関通報に関する取扱い方針」（平成18年4月1日施行）（以下「方針」という。）を定めています。実施機関としては、違反通報があった場合は、当初から公益通報の該当性も念頭において事務処理を行う必要があります。

本件調査要請についても、当初から公益通報の該当性も含めて検討を行う必要があったと考えられ、少なくとも途中から公益通報の申出がなされたことから、その時点で上記方針に定める手続きに則って、申告書を提出してもらい、公益通報としての受理又は不受理の通知を出すことが望ましかったと思われまます。

確かに、自立支援法上は、指定障害福祉サービス事業者等の不正受給に対応する処置としては、施設の指定の取り消し（第50条）や加算金を上乗せした介護給付費等の返還（第8条）の規定が適用されるのみで、公益通報の通報対象事実の要件である刑罰規定の適用対象とはなっていないことから、実施機関が主張するとおり、本件調査要請は、一般的には公益通報には該当しないことが認められます。

しかしながら、公益通報に該当しない場合でも、本件調査要請の内容が事実無根でない以上、本件調査要請後の状況について市の説明責任を果たす意味において、通報者に対し一定の調査結果等を丁寧に説明することが相当であると考えます。

以上により、「第1 審議会の結論」のとおり判断するものです。

第6 審議会の処理経過

当審議会の処理経過は、別紙1のとおりです。

【別表】

対象公文書

「〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 (〇〇〇〇〇) に係る調査要請への対応について」

該当ページ	不開示とすべき情報
1 ページ目	な し
2 ページ目	・ 上から 2 行目～ 4 行目の「調査結果」の内容 ・ 表中「調査結果」及び「対応」の欄に記載している内容
3 ページ目	・ 表中「調査結果」及び「対応」の欄に記載している内容
4 ページ目	・ 上から 4 行目～ 6 行目の「4 対応」の一部 ・ 〈参考 2〉の 2 段落目以降

別紙1

審議会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
25. 3. 26	広障自第10605号の諮問を受理（諮問第17号で受理）
25. 6. 24 （第1回審議会）	審議（事案の概要説明）
25. 7. 29 （第2回審議会）	審議（申立人及び実施機関の口頭意見陳述）
25. 9. 4 （第3回審議会）	審議
25. 10. 8 （第4回審議会）	審議

参 考

広島市個人情報保護審議会委員名簿（五十音順）

氏 名	役 職 名
大久保 憲章	広島修道大学大学院法務研究科教授
川本 季子	広島消費者協会副会長
西村 裕三 (会 長)	広島大学大学院社会科学研究科教授
村上 香乃	弁護士
渡辺 拓道	中国新聞社総合編集本部 記事審査部長